

令和5年10月20日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県自動車（新車）自動車部分品・附属品

小売業最低賃金専門部会

部会長 佐々木 桐子

新潟県自動車（新車）自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、標記について、令和5年10月13日以降2回にわたり会議を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のとりの結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりです。

記

（公益代表委員）

木南 直之

新潟大学法学部 准教授

佐々木 桐子

新潟国際情報大学経営情報学部経営学科 准教授

鈴木 聖二

元新潟日報社 論説編集委員室長

（労働者代表委員）

齋藤 真人

太平興業労働組合 中央執行委員長

田辺 綱男

自動車総連 新潟地方協議会 議長

西山 浩二

新潟マツダ自動車労働組合 執行委員長

（使用者代表委員）

太田 武司

新潟県自動車販売店協会 専務理事

瀬戸 聡和

新潟日産自動車株式会社

取締役専務執行役員 経営支援本部長

中野 照道

ネッツトヨタ新潟株式会社 代表取締役社長

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

- 1 適用する地域
新潟県の区域

- 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間997円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生日
法定どおり